

第 175 回新発田地域広域事務組合議会定例会 会議録

招集年月日 令和 7 年 11 月 27 日

招集の場所 広域合同庁舎 4 階会議場

開 会 令和 7 年 11 月 27 日午前 9 時 30 分宣言

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 運営概況報告について

日程第 4 議案第 195 号から議案第 203 号まで一括上程

一括上程議案

議案第 195 号 新発田地域広域事務組合公告式条例の一部を改正する条例制定について

議案第 196 号 新発田地域広域事務組合消防本部及び消防署の設置及び名称並びに消防署の管轄区域を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 197 号 新発田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議案第 198 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第 199 号 令和 6 年度新発田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 200 号 令和 6 年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 201 号 令和 6 年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 202 号 令和 6 年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 203 号 令和 7 年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算(第 2 号) 議定について

出席議員

議 会 議 長 湯浅佐太郎

議会副議長 八幡 元弘

議 会 議 員 石山 洋子

議 会 議 員 宮崎 光夫

議 会 議 員	高橋 茂
議 会 議 員	小柳はじめ
議 会 議 員	加藤 和雄
議 会 議 員	小坂 博司
議 会 議 員	小川 徹
議 会 議 員	広岡けんじろう
議 会 議 員	森本 将司
議 会 議 員	笥 智也
議 会 議 員	宮澤 光子
議 会 議 員	田中 智之

欠席議員

議 会 議 員	羽田野孝子
---------	-------

説明のため出席した者

管 理 者	新 発 田 市 長	二階堂 馨
副管理者	胎 内 市 長	井畑 明彦
副管理者	聖 籠 町 長	西脇 道夫
事 務 局	事 務 局 長	野崎 光晴
消防本部	消 防 長	高橋 孝美
会 計 管 理 者	新 発 田 市 会 計 管 理 者	山口 誠
消防本部	消 防 次 長	吉田 雅則
事 務 局	総 務 課 長	高山 寿昭
新発田広域クリーンセンター場長		肥田野正信

職務のため出席した者

書記	事務局	参 事	入倉 聡
記録	事務局	係 長	石井 浩之
記録	事務局	主 任	二瓶 小夏
記録	事務局	主 事	坂井 佑臣

午前 9時30分 開 会

○議長（湯浅佐太郎君） 本日は、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

組合議会傍聴規則に基づき、報道機関へ写真撮影を許可しておりますので、お知らせいたします。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、第175回新発田地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

はじめに、監査委員から地方自治法の規定により、6月分から9月分に係る例月出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、管理者から地方自治法の規定により、工事請負変更契約の締結の専決処分について報告がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

議事日程の報告

○議長（湯浅佐太郎君） 本日の議事日程は、一般質問通告書の提出がありませんでしたので、本日お配りした議事日程のとおりといたします。

日程第1、会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅佐太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において宮崎光夫議員、森本将司議員の2名を指名いたします。

日程第2、会期の決定について

○議長（湯浅佐太郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3、運営概況報告について

○議長（湯浅佐太郎君） 日程第3、運営概況報告について、管理者であります新発田市長より申し出がありますので、これを許可します。

管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） おはようございます。それでは、運営概況報告を申し上げます。

はじめに、熱中症による救急出場についてであります。この夏の熱中症疑いで救急搬送件数は121件で前年度に比べ19件の増となりました。65歳以上の高齢者の搬送が71名と半数以上を占め、最も多くなっております。傷病程度としましては、幸い亡くなられた方はおりませんが、3週間以上の入院治療が必要とされる重症が4名、中等症が17名、軽症が100名となっております。今後とも、緊急な重篤者の対応が遅れることのないよう、引き続き適正な救急車利用の広報に努めるとともに、救急業務における技術のさらなる底上げを図り、救命率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、消防法令の違反対象物についてであります。今年度時点で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備が未設置等の重大違反対象物は31件あり、そのうち不特定多数の方が出入りし、火災発生時等に人的被害が発生するおそれが高い特定防火対象物が7件でありました。早期の改善が必要なため、改修報告書を求めることにより違反改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、新庁舎整備事業の進捗状況についてであります。令和8年2月の竣工を目指して進めております本事業につきまして、10月末時点で約66%で計画どおりの進捗であります。今年度9月に胎内市、10月に新発田市、聖籠町の議員の皆様を対象に現場見学会を実施したほか、10月までに、新発田市内の学校2校、胎内市内の職業訓練校1校の建築設計を志す生徒に見学いただいたところであります。工事完了後、竣工式を執り行い、4月1日より運用を開始する予定であります。

次に、ごみ焼却場の搬入受付時間の変更についてであります。効率的に施設を運営し、運営コスト低減を図るために受付時間を見直いたします。平日の午後4時から4時30分までの搬入件数が他の時間帯に比べ極端に少なく、平均で1.1件でありましたので、30分短縮し、午後4時までとすることにいたします。実施時期は来年1月1日からとして、ごみ収集事業者や個人持込者への周知は既に始めており、今後、市町の広報紙等により広く住民へお知らせすることとしております。

最後に、現況の詳細につきましては、別紙資料をご覧ください。

以上で運営概況報告を終わります。

○議長（湯浅佐太郎君） 運営概況報告について質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第4、議案第195号から議案第203号まで一括上程

○議長（湯浅佐太郎君） 日程第4、議案第195号から第203号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。提案理由説明については、議案第195号から第203号までを一括で行い、はじ

めに第195号から第197号、次に第198号、次に第199号から第202号、次に第203号の4つに分割して質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） ご異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を求めます。

管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） 提案理由を申し上げます。

はじめに、一般議案についてご説明申し上げます。議案第195号は、新発田地域広域事務組合公告式条例の一部を改正する条例制定についてであります。条例及び規則等の公布をインターネットを利用してできるようにすることで、住民の利便性向上を図り、事務の電子化及び簡素化を推進するため、所要の改正をするものであります。

議案第196号は、新発田地域広域事務組合消防本部及び消防署の設置及び名称並びに消防署の管轄区域を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。令和8年4月1日から庁舎が移転することに伴い、消防本部及び新発田消防署の位置を新発田市中田町へ改めるものであります。

議案第197号は、新発田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。本年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野火災予防の実効性を高めるため、国の通知に基づき、市町村長が発令する「林野火災に関する注意報」を新たに規定するほか、火災警報発令中に火の使用制限の対象となる区域を指定することができることを明記するなど、所要の改正をするものであります。

議案第198号は、新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。村上市及び南魚沼市が、令和8年3月31日付けで採用試験及び昇任試験に関する事務から脱退することに伴い、新潟県市町村総合事務組合規約の変更をするものであります。

次に、決算の認定についてご説明申し上げます。議案第199号から議案第202号までは、令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。各会計の決算につきましては、去る10月21日に監査委員の審査を受け、別添のとおり意見をいただいております。

次に、令和7年度補正予算案についてご説明申し上げます。議案第203号は、令和7年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第2号）の議定についてであります。補正の内容は、最終処分場整備に係る実施設計及び地質調査の2年目について、建設工事期間を確保するため、事業計画を前倒しをして今年度中に発注する必要があることから、債務負担行為を増額するものであります。

以上、提案理由をご説明いたしました。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

なお、本年度の人事院勧告等に伴う給与改定につきましては、今後の新発田市の実施動向により、

関連する条例について、専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承くださいるようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅佐太郎君） 補足説明を求めます。

野崎光晴事務局長。

○事務局長（野崎光晴君） 令和6年度決算につきまして詳細説明を申し上げます。

議案第199号から議案第202号まで、令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。あらかじめお届けしております「令和6年度決算に係る主要施策の成果説明資料」、こちらでございます。この資料の中から、主なものにつきましてご説明いたします。

説明内容は、去る10月21日に監査委員であります、聖籠町議会議長の宮澤委員、胎内市副市長の高橋委員にご説明いたしました内容と重複いたしますが、ご了承願います。

令和6年度の当初予算編成方針では、燃料・光熱水費等を除く運営経費を5年度当初予算額のマイナス3%のシーリングを設定した予算とし、効率的・効果的な業務運営に努めた決算であります。

それでは、1ページをお開き願います。一般会計、事務局、火葬場、常備消防であります。（2）の火葬場は、令和4年4月から新施設での火葬を指定管理者にて行っております。

（3）の消防①は、消防本部・新発田署・事務局の合同新庁舎、令和6年度からの建設工事に着手いたしました。

最下段、2の一般会計決算総額は、歳入32億2,540万5,000円、前年度比24.18%の増、歳出30億6,869万8,000円、前年度比23.41%の増、歳入歳出差引1億5,670万7,000円で8,351万2,000円を繰越明許費に係る翌年度財源繰越分といたしました。

2ページをご覧くださいと存じます。ごみ処理事業特別会計であります。ごみ焼却施設のクリーンセンター、中条地区塵芥焼却場の2つの焼却施設により、6年度は前年度比2.6%減の3万9,035トンの可燃ごみを処理いたしました。この処理量は、過去10年間で最も少ない量であります。

最下段、2のごみ処理事業特別会計決算総額は、歳入17億4,295万6,000円、前年度比28.87%の増、歳出14億6,899万2,000円、前年度比29.55%の増、歳入歳出差引2億7,396万4,000円でありました。

3ページをご覧くださいと存じます。まちづくり事業特別会計であります。1の事業概要で、隣接の広域クリーンセンターの排熱を利用した、浴場と室内運動場を備えた広域交流施設「虹の里交流館」の運営であります。

2のまちづくり事業特別会計決算総額は、歳入1,679万5,000円、前年度比2.42%の減、歳出1,630万3,000円、前年度比20.88%の増、歳入歳出差引49万2,000円でありました。

その下、介護保険事業特別会計であります。1の事業概要で、新発田市、胎内市及び聖籠町の介護認定審査に係る運営であります。

2の介護保険事業特別会計決算総額は、歳入4,286万5,000円、前年度比0.95%の減、歳出3,475万

1,000円、前年度比6.77%の減、歳入歳出差引811万4,000円であります。

各会計の事業概要の説明は以上であります。監査委員からの主な質疑といたしまして、ごみ焼却や消防関係など非常に特殊なものの入札制度の質疑に、特殊なものについても一般競争入札を基本に執行している。焼却場の保守関係は、特許等からプラントメーカーと随意契約としているが、炉内耐火物補修や設備補修、消防車両や消防被服など、一般競争入札に変更して、執行している。また、経済対策の一環として極力地元業者を対象とした一般競争入札を執行していると回答いたしました。

特殊である消防車両の応札状況の質疑に、新発田市・胎内市・聖籠町の管内に数社あり、地域要件を管内に設定して制限付一般競争入札を執行していると回答いたしました。

起債について交付税算入の割合の質疑に、新庁舎整備事業については、緊急防災・減災事業債で充当率100%、交付税算入率70%。廃棄物処理施設については、1億5,000万円を超える基幹的整備については充当率90%、交付税算入率50%。通常整備では充当率75%、交付税算入率30%。消防車両については、充当率90%、交付税算入率30%であると回答いたしました。

火葬場の願文院のアンケートで、満足度が86%とのことだが、火葬形式の意見についての変更可否の質疑に、新施設運用に伴い、収骨方法を変更したが、従来どおりの収骨方法もあらかじめ出してもらえれば対応できる。このことは葬儀業者を通して喪主に意向を確認している。しかし、喪主の意向が親族への周知と必ずしも一致しないことでのトラブルが、これまでに数件あったと聞いていると回答いたしました。

満足度が86%の高評価は継続するだろうし、不満足は必ずあり100%にはならないが、住民の声は非常に新しい施設で、他の親族と接触することがなく、プライバシーに配慮した現代社会にふさわしい施設であるので、今の火葬形式を維持してほしいとの要望がありました。

虹の里交流館の今後の在り方の質疑に、地元還元的な性格を持った施設であることから、地元の皆さんに説明したが、現実的にはそこまでの思い入れがなく、どうしても残してもらいたいといった強い意見はなかった。平成10年稼働のため、設備更新費約6,000万円の費用対効果は見いだせないと考えていると回答いたしました。

消防のL I V E 1 1 9の質疑に、現在のものは患者側からの映像を受信することはできないが、心肺蘇生等の処置のやり方の映像を患者側に送ることができるシステムを導入している。新庁舎移転後は通信指令システムが新しくなることから、患者側からの映像受信が可能となる。また、N e t 1 1 9も導入しており、複数名登録していただいていると回答いたしました。

結びに、監査委員から会計処理上、適正な運営が認められる。また、様々な手立てを尽くしながら経費の削減にあたっていると感じられる。今後の組合事業は、消防施設、最終処分場、ごみ焼却施設など、大きな事業費が伴うことから、有利な財源確保に努め、市町村負担金の低減と平準化に努めること。

広域事業は市町村の行政運営・行政経営に大きく影響することから、市町村負担金の平準化を知恵を出して検討し、可能な限り計画的な整備に努めて、住民生活の維持・向上につなげること。との総評をいただいたところであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（湯浅佐太郎君） 次に、決算審査の報告を求めます。

監査委員、宮澤光子議員。

○議員（宮澤光子君） 決算審査報告。

地方自治法の規定により、審査に付された令和6年度本組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算を去る10月21日に審査した結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数も関係諸帳簿と符合して正確であると認められましたことをご報告いたします。

以上です。

○議長（湯浅佐太郎君） これより質疑に入ります。

はじめに、議案第195号から第197号までの3議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第195号 新発田地域広域事務組合公告式条例の一部を改正する条例制定について、議案第196号 新発田地域広域事務組合消防本部及び消防署の設置及び名称並びに消防署の管轄区域を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第197号 新発田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について、以上の3議案について原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（湯浅佐太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第195号から第197号までは原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第198号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第198号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（湯浅佐太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第198号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第199号から第202号までの4議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第199号 令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第200号 令和6年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第201号 令和6年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第202号 令和6年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の4議案について認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（湯浅佐太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第199号から第202号までは認定することに決しました。

次に、議案第203号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅佐太郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第203号 令和7年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第2号）議定について、原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（湯浅佐太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第203号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（湯浅佐太郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これにて第175回新発田地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時01分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年11月27日

議会議長

湯浅 佐太郎

議会議員

宮崎 光夫

議会議員

森本 将司